

【別紙】

各市町の再開可能日

市 町	発 生 年月日	再開可能日 (発生から 550 日後)	市 町	発 生 年月日	再開可能日 (発生から 550 日後)
岩国市	R4. 3. 17	R5. 11. 1	山口市	R4. 10. 6	R6. 4. 8
和木町	—	R5. 11. 1	防府市	R4. 12. 26	R6. 6. 28
柳井市	R4. 6. 13	R5. 12. 15	宇部市	—	—
周防大島町	R5. 1. 6	R6. 7. 9	美祢市	R5. 7. 13	R7. 1. 13
上関町	—	R6. 7. 9	山陽小野田市	—	—
田布施町	R5. 1. 30	R6. 8. 2	下関市	R6. 11. 15	R8. 5. 19
平生町	—	R6. 8. 2	長門市	R5. 7. 13	R7. 1. 13
下松市	R4. 5. 26	R5. 11. 27	萩市	R5. 3. 27	R6. 9. 27
光市	R4. 8. 18	R6. 2. 19	阿武町	R5. 5. 1	R6. 11. 1
周南市	R4. 3. 30	R5. 11. 1			

豚熱感染確認区域で捕獲した野生イノシシのジビエ利用が可能な施設
及び捕獲可能な地域

(令和 7 年 1 月 13 日時点)

処理施設の所在	利用の可否※	捕獲可能な地域
岩国市 周防大島町 山口市 萩市 美祢市 長門市	○	岩国市、和木町、周南市、下松市、柳井市、 光市、山口市、防府市、周防大島町、上関町、 田布施町、平生町、萩市、阿武町、美祢市、 長門市
山陽小野田市 下関市	×	—

※利用の可否については、豚熱感染確認区域内で捕獲した野生イノシシに係るものであり、豚熱感染確認区域外で捕獲した野生イノシシのジビエ利用については、従来どおり制限はありません。